

# 防府ケア・サービス定期巡回

(連携型 定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

## 重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(防府市指定 第 3590600494 号)

## 1. 事業者

- (1)法人名 有限会社防府ケア・サービス
- (2)所在地 山口県防府市緑町2丁目4番28号
- (3)電話番号 0835-22-2018
- (4)代表者氏名 牧野 辰彦

## 2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
防府市指定 令和7年 8月 1日指定
- (2)事業の目的 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に、  
または利用者からの随時の通報に適切に対応を行うことにより、利用者が安心してその居宅において生活を送ることを目的とします。
- (3)事業所の名称 防府ケア・サービス定期巡回
- (4)事業所の所在地 山口県防府市緑町2丁目4番28号
- (5)電話番号 0835-28-3003  
FAX番号 0835-21-8479
- (6)管理者氏名 牧野 辰彦
- (7)運営の方針
  - ・要介護となった場合でも、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。
  - ・事業者は、提供するサービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。
- (8)事業の開始年月日及び有効期間満了日  
令和7年 8月 1日 より 令和13年 7月 31日
- (9)設備の概要 ・設備基準により、事務室・相談室、および感染症予防に必要な設備または備品を備えます。
  - ・次の通信機器を備え、必要に応じてオペレーターが携帯します。
    - ア.利用者の心身の状況等の情報を蓄積することが出来る機器
    - イ.随時適切に利用者からの通報を受けることが出来る通信機器
    - ウ.利用者が適切にオペレーターに通報できる端末機器

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1)通常の事業の実施地域（防府市）
- (2)営業日 365日
- (3)営業時間 24時間

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。( )は兼務

職 種	常 勤		非常勤		職務の内容
	専従	非専従	専従	非専従	
1.管理者		1			・事業所の従業者および業務の一元的な管理 ・従業者に基準を遵守させるための必要な指揮命令
介護支援専門員 認定特定行為業務従事者		1			
2.オペレーター		8		4	・利用者および家族からの通報を随時受け付け、適切に対応 ・利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言
介護福祉士		6		3	
介護支援専門員		1			
看護師・准看護師 認定特定行為業務従事者		1		1	
3.計画作成責任者		2			・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付 ・サービス提供の日時等の決定 ・サービス利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理
介護福祉士		1			
介護支援専門員 認定特定行為業務従事者		1			
4.定期巡回サービス		9		31	・居宅サービス計画に沿った定期的な巡回
介護福祉士		8		6	
介護職員実務者研修・旧ホームヘルパー1級				3	
介護職員初任者研修・旧ホームヘルパー2級				19	
看護師・准看護師		1		3	
認定特定行為業務従事者					
5.随時訪問サービス		9		31	・オペレーターからの要請を受けての利用者宅訪問
介護福祉士		8		6	
介護職員実務者研修・旧ホームヘルパー1級				3	
介護職員初任者研修・旧ホームヘルパー2級				19	
看護師・准看護師		1		3	
認定特定行為業務従事者					

\* ( )内は、訪問介護・介護予防訪問介護事業 との兼務となります。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- |                          |
|--------------------------|
| (1)利用料金が介護保険の給付の対象となる場合  |
| (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

(1)利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第5条参照)

以下のサービスについては、利用料金の通常9割が介護保険から支給されます。

<サービスの概要>

① 定期巡回サービス	介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
② 随時対応サービス	あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス
③ 随時訪問サービス	随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

☆定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(以下「計画」という)に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。

☆随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは計画作成責任者、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

☆随時訪問サービスの提供にあたっては、計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行います。

☆訪問看護サービスの提供にあたっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する指定訪問看護事業所および主治の医師との密接な連携に基づき、医師による指示を文書で受けた場合に、指定訪問看護事業所により提供されます。

<サービス利用料金>

・基本料金 1ヶ月ごとの包括料金(定額)です。

要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	5446	54,460円	5,446円	10,892円	16,338円
要介護2	9720	97,200円	9,720円	19,440円	29,160円
要介護3	16140	161,400円	16,140円	32,280円	48,420円
要介護4	20417	204,170円	20,417円	40,834円	61,251円
要介護5	24692	246,920円	24,692円	49,384円	74,076円

※月途中からの利用開始や、月途中での利用中止の場合日割り日額を乗じた利用料となります。

【加算及び減算料金】

項目	概要	単位数	
		要介護度	
通所介護サービス 利用時の減算額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、通所介護サービス等を利用された場合に減算されます。	要介護1	-62
		要介護2	-111
		要介護3	-184
		要介護4	-233
		要介護5	-281
短期入所サービス 利用時の日割り金額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、短期入所サービス等を利用された場合に減算されます。	要介護1	179
		要介護2	320
		要介護3	531
		要介護4	672
		要介護5	812
初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合に加算されます。	1日につき 30単位	
総合マネジメント体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が当該サービスの質を継続的に管理した場合加算されます。	1月につき 1,200単位	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ※	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合加算されます。	1月につき 所定単位×22.4%	
定期巡回同一建物減算1	事業所と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物或いは定期巡回事業所と同一の建物の利用者にサービスを提供する場合に減算されます。	1月につき -600単位	

※ 区分支給限度基準額の算定対象外です。

※ 初期加算は、当事業所の利用を開始した日から30日以内の期間について算定します。

☆介護報酬告示額に、地域区分毎の加算(1単位10円)と、利用者負担割合を乗じた金額が、利用者負担金になります。

☆上記のサービス料金表によって、利用者の要介護度などに応じた金額をお支払いいただきます。

なお、法定代理受領の場合は給付額を除いた金額(原則としてサービス利用料金の1割)をお支払いいただきます。

☆利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(ア)複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費相当分(1枚につき10円)をご負担いただきます。

(イ)通常実施区域外の交通費

通常の事業実施地域外へのサービス提供を利用される場合は、1回の利用につき交通費実費相当をいただきます。

(ウ)通信料

利用者宅から事業所への通報に係る通信料(電話料金)については、利用者にご負担いただきます。

## 6. 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、事業者が発行する利用請求書に基づき、翌月26日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金払い

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし(ゆうちょ銀行・西京銀行のみ)

サービス利用月の翌月28日にご契約者指定の金融機関口座からの自動引き落としをいたします。

ウ. 下記指定口座への振り込み

西京銀行 防府支店 普通 2049926

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1)サービスを行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2)訪問介護員の交替

ア. 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指定はできません。

イ. 事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合にご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3)サービス実施時の留意事項

ア. 定められた業務以外の禁止

訪問介護サービスの利用にあたり、利用者は「5.事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

#### イ. 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスの実施に当たってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### ウ. 備品等の使用

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用いたします。

#### エ. 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管するか、もしくは事業所にて預かるものとします。

利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文書を利用者に交付するものとします。また、合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとします。

#### (4)訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

1. 医療行為
2. 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
3. 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供(大掃除、庭掃除など)
4. 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
5. 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
6. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為  
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
7. 飲酒・喫煙・飲食
8. 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
9. その他利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

#### (5)提供の拒否の禁止

利用者からの定期巡回・随時対応型訪問介護看護の申し込みに対しては、当該事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合、または通常の事業の実施地域外からの申込者に対して適切なサービスを提供することが困難である等の正当な理由がない限り、提供を拒否することが出来ません。

#### (6)サービス提供困難時の対応

前項の正当な理由により、適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、適当な他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じるものとします。

#### (7)受給資格等の確認

サービス提供を開始する際には、介護保険被保険者証の提示を受け、被保険者資格等の確認を行いません。

#### (8)身分証の携行

訪問介護員は利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、身分を明らかにす

る名札等を携行し、求めに応じて提示します。

## 8. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

- (1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）を作成します。
- (2) 計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりません。定期巡回・随時対応型訪問介護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に位置づけられた定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の心身の状況を踏まえ、計画作成責任者が決定することができます。
- (3) 計画は、連携する指定訪問看護事業所のアセスメントを踏まえて作成します。
- (4) 計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意の上、交付します。
- (5) 計画の作成後においても、常に計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとします。

## 9. 勤務体制の確保等

- (1) 当事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めています。
- (2) 当事業所の従業者によって適切なサービスの提供が行われる体制を構築している場合においても、他の訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することが出来る場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が実情を勘案して適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスの事業の一部を、他の訪問介護事業所等との契約に基づき、訪問介護事業所等の従業者に行わせることができます。
- (3) 前2項にかかわらず、午前6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間の契約に基づき、当該複数の定期巡回・随時訪問介護看護事業所が密接な連携を図り、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができます。
- (4) 事業所は従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を確保します。
  - ア. 採用時研修 採用後1か月以内
  - イ. 定期的研修 随時

## 10. 衛生管理等

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

## 11. 緊急時の対応方法について

指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	医療機関名 所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間 診療科
【主治医】	医療機関名 氏名 電話番号
【家族等緊急連絡先】	氏名 住所 電話番号 携帯電話 勤務先 続柄

## 12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 牧野 辰彦
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 13. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1)切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2)非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3)一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

#### 14. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 15. 地域との連携

- (1) 当事業所はサービスの提供にあたって、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。
- (2) 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね半年に1回以上とします。
- (3) 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、有識者等とします。
- (4) 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

#### 16. 指定訪問看護事業所との連携

当事業所は、連携する指定訪問看護事業所との協定に基づき、以下の事項について協力を得るものとします。

- (1)利用者に対するアセスメント
- (2)随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- (3)医療・介護連携推進会議への参加
- (4)その他必要な指導及び助言

#### 17. サービスの終了に伴う援助について

事業者および利用者は以下の事由により、サービスを終了することができます。

- ア. 要介護認定により利用者の心身の状態が要支援または自立と判断された場合
- イ. 利用者から契約解除の申し出があった場合
- ウ. 利用者及びご家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
- エ. 事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
- オ. 利用者が死亡した場合

サービスが終了する場合には、事業者は利用者の置かれている環境等を勘案し、必要な支援を行うよう努めます。

## 18. サービス提供に関する相談・苦情の受付および事故発生時の対応について（契約書第17条参照）

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

窓口	防府ケア・サービス定期巡回
受付時間	平日9時～17時
電話番号	(0835)28-3003

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

防府市高齢福祉課	電話番号 (0835) 25-2979
山口県国民健康保険団体連 合会 介護サービス苦情相談窓口	電話番号 (083) 995-1010

### (3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

令和 7 年 8 月 1 日 施行